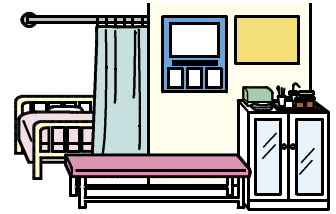


子どもたちの健康・安全

♥ 保健室から ♥

保健室は、お子さまが元気で楽しい学校生活を送れるようお手伝いするところです。健康診断や身体測定・ケガや病気をしたときの応急手当などを行っています。また、困ったことや心配なことがあった時に相談できる場所でもあります。



健康診断

学校保健安全法に基づいて4月から6月にかけて実施します。主な目的は次の3点です。

- ①からだの発育・発達状態を知るため
- ②隠れている病気を見つけ、なるべく早く治すため
- ③健康の大切さを知って、自分のからだを見つめ直すため

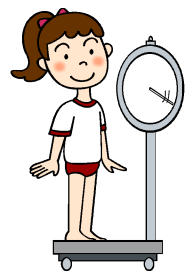
学校で行われている健康診断は「スクリーニング検査（ふるいわけ検査）」と呼ばれるもので、病気などの疑いのある場合をふるいわけ、精密検査の必要があるお子さまを見つけだすことを目的としています。

※健康診断に伴い、多くの問診票や書類などをほけんファイルに入れて持って帰ります。記入もれのないようにして、期日までに提出してください。

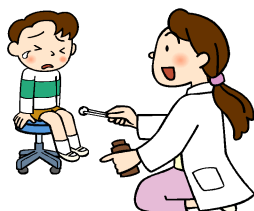
※検査の日程・注意事項などは保健だよりや健診のお知らせなどをご覧ください。検診結果で治療受診が必要なお子さんには通知を出しますので、早期の受診治療をお願いします。

健康診断の実施項目及び該当学年

		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
身体計測		○	○	○	○	○	○
視力検査		○	○	○	○	○	○
聴力検査		○	○	○		○	
内科・結核・運動機能検査		○	○	○	○	○	○
歯科検診		○	○	○	○	○	○
胸部X線検診	(希望者のみ)	○					
尿検査	1次	○	○	○	○	○	○
	2次	1次検査で異常が認められた児童					
心臓検診(心電図)		○					
色覚検査	(希望者のみ)	○					



- 身長・体重測定・・・4月・7月・9月・12月・2月
- 衛生検査(ハンカチ・ちり紙・爪・歯ブラシ)・・・毎月1回(業間) ハンカチ・ティッシュ調べ毎日



けがや具合がわるいときはもちろん、自分の体のことが知りたいとき、心に元気がないときなど気軽に利用してくださいね。

ケガをしたとき

学校で起きたケガについては、保健室で応急手当を行い、

①その後経過観察をします。(状態により学校又は家庭で)

②医療機関の受診を要するものは、速やかに保護者に連絡をとり、受診します。

※なお、保健室ではその日起きたケガの応急手当はしますが、治療を目的としている場ではありませんので、その後の治療は家庭の方でお願いします。

からだの調子の悪いとき

①教室での授業が可能であると判断した場合は、教室に戻し担任が経過観察をします。

②しばらく保健室で休養させ、経過を観察します。その後も状態がよくなる場合は、保護者の方に連絡をとり早退させます。(原則として迎えにきていただきます。)

※保健室は医療機関ではありませんので、病院のように内服薬の投与をはじめとする医療行為はできません。ご承知おきください。

※お子さまの健康面で、何か気になることがありましたら、養護教諭または担任まで気軽にご相談ください。

災害共済給付制度（独立行政法人日本スポーツ振興センター）

万が一、学校の中でお子さんがケガなどの災害にあった場合に備えて、草津町では独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下日本スポーツ振興センター）と災害共済給付契約を結んでいます。

災害共済給付制度は、加入しているお子さんが学校の管理下で災害にあった場合を対象として治療費・見舞金（ただし、請求点数により支給対象外になることもあります。点数で500点未満・支払い金額で1500円以下の場合は支給対象外です。）の給付を保護者の皆様に対して行う制度です。

「学校の管理下」とは、お子さんが登校してから下校するまでの間のことで、決められた通学路での登下校や、遠足・運動会・修学旅行・社会科見学なども含まれます。

草津町では、すべての児童生徒が日本スポーツ振興センターに加入することを原則としており、加入にかかる掛金は、町が全額負担しています。ケガ等で医療機関を受診した際には学校へご連絡ください。詳しくは別添の資料をご参照ください。

欠席・遅刻・早退の連絡方法

病気や家の都合で欠席（遅刻・早退）をする場合は、朝7時50分～8時10分の間に必ず学校に連絡をしてください。予め分かっているような場合は連絡帳でも構いませんが、必ず連絡をお願いします。(小学校電話 88-2156)

また、新型コロナウイルス感染症対策で、かぜ様症状での欠席や、家族の体調不良での欠席は出席停止扱いとなり、場合によっては再度学校から症状等詳しく確認させていただく場合もあります。

新型コロナウイルス感染症に関連した出席停止の取り扱いについては別紙資料をご確認ください。

「インフルエンザ・百日咳・水痘・流行性耳下腺炎、麻しん、風しん」等の感染症にかかった場合も出席停止になります。治癒して登校する際には主治医の許可「治癒証明書(インフルエンザは保護者記入の療養報告書)」が必要となります。小学校HPにも載せてあります。



子ども安心カード [提出]

「子ども安心カード」とは、子どもの病気やけが、アレルギー等による緊急時の救急車等による搬送の際に、学校と消防署とが連携し、救急隊への速やかで適切な引き渡しや対応を行うためのもので、吾妻郡内の全ての幼稚園、小学校、中学校で導入されました。

この「子ども安心カード」には、救急隊が必要とする個人情報に記載されているため、学校が救急隊に速やかに提示することで、緊急時のより迅速な対応が期待されます。

既に導入されている地区では、救急車による搬送が1分以上短縮されたということです。

「子ども安心カード」には個人情報が記載されているため、学校は管理の徹底を図ります。また、目的外使用はいたしません。卒業時には各家庭に返却します。

なお、年度当初及び記載事項に変更が生じた際には、各家庭に返却し、内容を確認し、加除修正をお願いします。

〈草津町立草津小学校〉						
学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年
年齢	歳	歳	歳	歳	歳	歳

児童緊急時対応
EMERGENCY

救急 子ども安心カード

1 氏名 _____ 性別 男 ・ 女

2 生年月日 平成 年 月 日 _____

3 保護者氏名 _____ (続柄)

4 保護者勤務先等 _____

5 緊急連絡先(確実に連絡が取れるもの) ① _____
② _____

6 住所 吾妻郡草津町大字 _____

7 今までにかかった大きな病気等 _____

8 服用薬があれば薬品名 _____

9 アレルギー 有 ・ 無 (アレルギー項目: _____)

10 エピペンの処方 有 ・ 無 _____

11 受診医療機関(診察科目・主治医) _____

12 医療機関電話番号 _____

13 その他必要事項

_____ 保護者氏名 _____ 印

草津町教育委員会 吾妻広域消防本部

『個人情報外部提供同意書』 [提出]

「子ども安心カード」とあわせて「個人情報外部提供同意書」を配布いたします。

「個人情報外部提供同意書」は、救急隊に個人情報が記載されている「子ども安心カード」を提示するため、情報を提供してよいか保護者に同意していただき、教育委員会にて卒業まで保管し、卒業時に破棄しております。

食物アレルギーをお持ちのお子さんについて

給食の食材に対して、アレルギーを持っている児童には以下のように対応しています。

- 1 「学校生活管理指導表」を学校から受け取ってください。
- 2 主治医に「学校生活管理指導表」を記入してもらう。
(学校給食で除去すべき食品や、一部弁当で対応する等の処方が記入されます)
- 3 「学校生活管理指導表」を養護教諭に提出してください。
- 4 医師の指示に従って以下の対応をとります。
 - ①栄養士より、献立について食材等の詳細な情報を提供する。
 - ②給食センターで、アレルギー食品を除去したものを提供する。
 - ③教室で、アレルギー食品を取り除いて食べさせる。
 - ④家庭で一部弁当を作り、学校へ持参または届ける。

※新1年生で、食物アレルギーの心配をされてる保護者の方は、草津小学校の養護教諭まで、ご連絡ください。




主治医様

学校(園)生活において、アレルギー疾患で特別な配慮や管理が必要な子どもの健康管理を適切に行うため、裏面の「活用のしおり～主治医用～」をご覧ください。必要事項の御記入をお願いいたします。(学校管理下での管理が不要な場合は、提出する必要はありません。)

なお、症状などの状況に応じて指導内容に変更などがある場合は、再度御記入をお願いいたします。

【様式】

1. 気管支ぜん息
2. アトピー性皮膚炎
3. アレルギー性結膜炎
4. アレルギー性鼻炎
- 5-1. 食物アレルギー・アナフィラキシー
- 5-2. 食物アレルギー・アナフィラキシー発症時の対応



*下記は学校で記入してください。

名	前					性	男・女
生	年	月	日	年	月	日	別
学校(園)名		草津町立草津小学校					
学	年	1	2	3	4	5	6
組							

*下記は保護者が内容を確認し、サインをしてください。

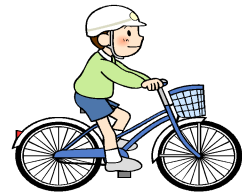
学校における日常の取組及び緊急時の対応に活用するため、本票に記載された内容を学校の全教職員及び関係機関等で共有することに同意します。
保護者氏名 _____

**群馬県教育委員会
群馬県医師会**

☆帰宅後の安全のために☆

自転車の乗り方

- 1～3年生は基本的に、自転車で公道を乗ることは避けてください。
もし、公道を乗る場合は、保護者が同伴し、ヘルメットをかぶらせてください。
- 乗る前に自転車の安全点検をしてください。
- 自分の体に合った自転車に乗らせてください。
(サドルにまたがった時に、つま先が地面につく程度の大きさが目安です。)
- 4年生以上で自転車に乗る児童も、必ずヘルメットをかぶらせてください。
(道路交通法の改正で、小学生が自転車で公道を乗るときにはヘルメットをかぶらせることになりました。本校では、4年生で自転車乗り方安全教室を実施しています。)
- 曲がり角では、自転車から降りて、安全を確かめさせましょう。
- 道路を渡る時は、必ず自転車から降りて、自転車をおして渡らせてください。
- 二人乗り、手ばなし・片手乗りをしないよう指導しましょう。
- 雨、雪の日や夜は、自転車に乗らせないでください。(冬季期間は禁止です。)
- 2台以上で走る時は、一列で通行させてください。
- 左側を通行させてください。



遊びに行くときは

- 出かけるときには行き先、友達の名前、帰る時刻を家の人に知らせてから遊びに行く習慣を付けさせてください。
- 知らない人には、付いて行かないように指導をしましょう。
- 道路では、遊ばせないでください。
- 不必要なお金を持って、遊びに行かせないでください。
- 危険な場所で遊ぶことがないようにお願いします。
- 家や遊び場の近くの「子ども安全協力の家」を調べておき、危険を感じたらお世話に慣れるようにしておいてください。
- 他の人の迷惑になるようないたづらをしないように指導をお願いします。
- 夕方5時のチャイムが鳴ったら、家に帰る習慣を付けさせてください。

